

## ★ 国民年金保険料「5年の後納制度」が9月末で終了します

国民年金保険料は納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。しかしながら、法律改正による時限措置として、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月30日までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することで、年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。ただし、老齢基礎年金を受給している方は利用できません。

後納制度を利用するには申込が必要です。詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」(☎ 0570-003-004) または浜田年金事務所 (☎ 0855-22-0670) へお問い合わせください。

### 《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

年金請求の手続き、年金額、年金記録の確認の相談にご利用ください。

- ・相談日 **8月14日(火)・28日(火)** 毎月 第2・4火曜日
- ・相談場所 市立市民学習センター 102 研修室
- ・相談時間 10:00 ~ 15:00

☆要予約 相談日の1カ月前から受付  
 ※なお、定員に達した時点で受付は終了します。予約の際は、お手元に基礎年金番号の分かるものをご用意ください。

### 《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

聴覚障がい者で、手話のできる方を対象に、手話による国民年金・厚生年金に関する年金相談を実施しています。

- ・相談日 **8月23日(木)** 毎月 第4木曜日
- ・相談場所 浜田年金事務所
- ・相談時間 13:00 ~ 16:00

☆要予約 8月15日(水)までに予約  
 ・予約方法 電話またはFAX  
 ※代理可(記載事項:住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間)



[年金相談の予約・問い合わせ先] 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ㊚ 0855-23-0442

※年金相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、マイナンバー(個人番号)がわかるもの、本人確認ができる身分証明書、印鑑などをご持参ください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)、本人の認印(請求書を提出する場合)が必要です。

※浜田年金事務所で相談される場合も、電話で予約しておくとおスムーズに相談できます。

## 8月は「道路ふれあい月間」です

8月1日から8月31日は「道路ふれあい月間」、  
8月10日は「道の日」です。



平成30年度  
 ~「道路ふれあい月間」推進標語最優秀賞~  
 (国土交通省道路局)

- ★小学生の部「きらきらの この道ずっと 守ろうよ」  
吉野 日穂さん(宮城県 宮崎市立恒久小学校)
- ★中学生の部「踏み出そう 夢を広げる 今日の道」  
横溝 麻志穂さん(宮城県 仙台市立吉成中学校)
- ★一般の部「成長の 足跡残して 歩く道」  
宮邊 幸平さん(大分県 日本文理大学付属高等学校)

道路は毎日の暮らしを支えています。  
道路を常に広く、美しく、安全に利用しましょう。

— 市土木課 —

## 競争入札参加資格審査申請

市では、平成31~33年に益田市が発注する物品調達および業務委託(測量、建設コンサルタント業務等に係るものは除く)の入札参加資格について、定期申請を次のとおり受け付けます。

競争入札(随意契約含む)に参加を希望される方は、必ず申請してください。今回の申請から島根県電子調達システムを利用した「電子申請」となります。申請にはインターネット環境が必要です。

- 対象業種 物品調達および業務委託(測量、建設コンサルタント業務等に係るものは除く)
- 有効期間 平成31年1月1日~平成33年12月31日
- 申請期間 9月3日(月)~9月28日(金)  
システム稼働時間 8:00~23:00  
(土・日・祝日は除く)
- 申請方法 申請期間内に、「資格申請システム」で申請情報を登録し、申請内容に応じた証明書類等を提出してください。(郵便または信書便は消印有効)
- 申請書等 申請の詳細および申請書等の書式は、市のホームページに掲載します。  
(<http://www.city.masuda.lg.jp/>)

申 問 市総務管財課 入札監理室 ☎ 31-0151